

令和4年度由利本荘市立地適正化計画策定支援業務委託  
プロポーザル受託者等選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和4年度由利本荘市立地適正化計画策定支援業務(以下、「当該業務」という。)の委託先業者を選定するにあたり、プロポーザル方式により企画提案や提案者の能力を評価し、当該業務の委託に最適な業者を選定するため、令和4年度由利本荘市立地適正化計画策定支援業務プロポーザル受託者等選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 選定委員会は、業者から提出された企画提案書、その他の資料を調査するとともに、これら企画提案書等の内容をもとに審査したうえで、当該業務の委託に最適な業者を選定することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 当該業務のプロポーザル方式実施要領
- (2) 参加資格要件の設定
- (3) 提案書等を特定するための評価基準
- (4) 提案書等の審査及び特定
- (5) その他、必要な事項

(委員)

第4条 選定委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 秋田県由利地域振興局建設部長
- (2) 由利本荘市副市長
- (3) 由利本荘市総務部長
- (4) 由利本荘市企画振興部長
- (5) 由利本荘市市民生活部長
- (6) 由利本荘市健康福祉部長
- (7) 由利本荘市産業振興部長
- (8) 由利本荘市観光文化スポーツ部長
- (9) 由利本荘市建設部長

2 委員長は委員の互選によって決定する。

3 委員長及び委員の任期は、対象業務の契約締結の日までとする。

4 必要に応じて、臨時委員を置くことができる。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長を務める。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が当該職務を代理する。

(意見聴取)

第6条 委員長は必要に応じて、事務局の職員又はその他の者の意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局は、当該業務を所管する建設部都市計画課に置き、選定委員会の庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。